議案第47号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年6月1日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の部三田市文化ビジョン検討委員会の項を削り、同部三田市総合 文化センター運営評価委員会の項の次に次のように加える。

三田市総合文化セン	三田市総合文化センターの大	9人以内	諮問に係る
ター施設整備・運営	規模改修及び管理運営事業に		審議が終了
事業者選定委員会	係る事業者の選定についての		するまで
	調査審議		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。